あだち広報

人権特集号

第930号
12/1
1991年　平成3年

●発行／東京都足立区 〒120 足立区千住1・4・18 ☎03(3882)1111㈹ 編集／企画部広報課

傾けてみませんか言葉にならないつぶやきに

人権週間　12月4日～10日

1948年12月、第3回国連総会で採択された「世界人権宣言」の第一条には、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とうたわれています。しかし、残念ながら、今なお、一部の心ない人によって守られず、女性や障害者に対する差別や民族、人種の違いによる差別、また、いじめなどが存在し、大きな人権問題となっています。この機会に、家族や身近な人たちと人権問題について話し合い、思いやりの輪、人権尊重の輪を広げていきましょう。

国際化時代にふさわしい人権意識を

現在、足立区には1万4千人、70カ国もの外国人が生活しています。こうした外国人と共に住みよい地域をつくっていくことが、ますます国際化する東京・足立にとって必要になってきています。

地域の中で、外国人が言葉の違いや生活習慣の違いで誤解や偏見を持たれることなく、日本人と外国人がお互いの文化・生活様式の違いを尊重して生きていくことが大切です。

足立区では、今後の国際化に対応するため、国際化を育てる交流の推進と環境づくり、開かれた地域づくりと行政サービスの充実に努めています。

正しい人権意識をもって外国人と交流し、個々人の個性を尊重し、共に学ぶ個性豊かな地域社会を育てましょう。

人間尊重教育の推進

足立区教育委員会では、学校教育の課題の一つとして、「人間尊重の教育」を掲げています。

人格の完成を目指し、平和的な国家および社会の形成者を育成するためには、人間尊重の精神を育成することが極めて重要です。

各学校においては、教育活動の全体を通して、あらゆる偏見や差別をなくし、児童・生徒が相互に理解し、尊重し合える心情と態度を育てることを推進しています。

「思いやりのある子」「仲良くできる子」等の学校教育目標のもと、社会科・道徳・特別活動等を通して、人権問題についての正しい理解と人権意識を育て、いじめや差別のない明るい学校づくりを進めています。

21世紀に向け、私たちは、さらに、心豊かな充実した社会を築いていく義務と権利があります。

人権週間 12月4日～10日

たいせつにしたい
やさしい心

法務省・全国人権擁護委員連合会

いきいきと男女共生社会を

女性問題とは「女性が、女性であるというだけの理由で男性と差別され、不当な取扱いや社会的に不利な対応を受け、能力を十分に発揮する機会を妨げられ、自立を阻まれている状況」のことです。

この性による差別をなくすために、これまで各種の法律が改正され、いろいろな施策が展開されてきました。

女性の自立意識や社会参加の意識も向上し、社会経済や政治の分野でも女性の活躍が増えています。

特に、地域活動や生涯学習の場などでは、女性のリーダーが増えてきています。

しかしまだ、女性の能力が正当に評価され、男女の別なく平等に扱われているわけではありません。

「男は仕事、女は家庭」などといった固定的で個性を無視した考え方が、女性問題の根本的な原因と言えます。

男女の別なく一人ひとりが、自由な意志と責任をもって、互いに尊重し協力しあうことが、社会全体を明るくいきいきとさせる大切な条件ではないでしょうか。

いじめ110番

気がついたとき、すぐ相談を

☎3884-7867
教育センター相談室

☎3882-1170
教育委員会教育相談室

障害者とともに生きる社会をめざして

障害は、個人の身体的または精神的属性の一つにすぎません。障害がいかに重くても、人間としての尊厳がいささかも損われるものではなく、生まれながらにその人格と生命は最大限に尊重されなければなりません。

また、障害のある人が、その家族およびそれをとりまく地域の中で、障害のない人とともに生活していくことが自然です。

このように、ともに生きる社会をつくっていくうえでは、みなさん一人ひとりが思いやりの心をもち、手助けを必要とする人がいたらまず声をかけるなど、進んでボランティア活動に参加することが大切です。

障害者とともに歩む社会こそ健全な社会であり、来る21世紀に向かって、みなさんの手で心豊かで明るい社会を築きましょう。

人権問題でお困りの方

遠慮なくご相談を

区内には人権を侵された人の救済や、人権を尊重する考えを広めることを任務とした人権擁護委員がいます。

人権擁護委員は、区長が議会の同意を得て推せんし、法務大臣から委嘱されます。

人権を無視されたり、差別を受けた人は、遠慮なく右表の人権擁護委員にご相談ください。

また、区では毎月第2火曜日、午後1時から4時まで**人権身の上相談**を本庁舎(千住)・区民相談室で行っています。相談はいずれも無料で秘密は固く守ります。

人権擁護委員

(平成3年)

氏名	住所	電話番号
小泉清治	〒120 小台2－45－6	3919-5010
落合修二	〒120 千住5－9－5	3888-2530
野中廣司	〒121 竹の塚2－32－17	3859-4050
児矢野　操	〒120 綾瀬2－23－18	3602-4178
飯沼清夫	〒123 梅田7－15－2	3849-2801
丹野澄子	〒121 青井6－16－6	3886-8564
海老原幹雄	〒123 西新井栄町1－5－5	3886-7375
荒井智惠子	〒123 西新井本町2－21－3	3890-1857
伊集院　實	〒120 千住緑町2－10－18	3881-3885
高橋忠男	〒120 千住緑町2－20－3	3870-1340
黒瀬和男	〒120 千住河原町18－8	3881-1030
山野井朝子	〒123 本木1－21－6	3886-0351

人権問題　講演と映画の集い

人権問題を、より正しく理解し、差別のない明るい社会を築いていくため、次のとおり「講演と映画の集い」を開催します。

なお、区内小・中学校の児童、生徒の人権ポスターコンクールの表彰式も行います。

日時　12月13日㈮　午後1時

場所　竹の塚センター

講演　「人権週間の新しい課題―子どもの人権―」　磯村英一氏

映画　「コスモスの道しるべ」

表彰式　第8回人権ポスターコンクール入賞者

問合せ先　本庁舎・同和対策　☎3882－1111㈹

Human Rights Counselling for Foreigners

Consultation service is available without fees. Your consultation and any of your privacy matters will be kept strictly secret.

◈ Time : Every Tuesday and Thursday, between 1:30 p.m. and 3:30 p.m. starting.

◈ Place : Human Rights Counselling Center, Civil Liberties Department, Tokyo Legal Affairs Bureau
4F, 3rd Otemachi Common Government Office
(Ōtemachi Gōdō Chōsha Sangō-kan)
3-3, Ōtemachi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo-to

守ろう人権　なくそう差別

同和問題理解のために

なぜ部落差別は生まれたの

娘　お父さん、新聞やテレビで、よく人権問題というのを目にするけど、学校の「いじめ」や、障害のある人たちへの差別も人権問題よね。

父　そうだよ。この世の中にある、いろいろな差別に気づくことは、とても大切なことだね。それが自分たちの基本的人権を守る第一歩だといえるね。

娘　そういえば、基本的人権が侵されているものとして、同和問題があるって聞いたわ。

父　学校で習ったと思うけど、同和問題というのは部落差別の問題なんだ。部落、つまり同和地区の出身という、ただそれだけの理由で差別されているとても重大な社会問題なんだね。

娘　どうして、部落差別はうまれたの。

父　江戸時代の封建制度のことは学校で習ったね。部落差別というのは、おもにこの時代の身分制度に、そのもとがあるんだ。

娘　「士農工商」のことね。

父　そう、江戸時代の農民や町人は、武士に支配されていて、とても苦しい生活をおくっていたんだ。そこで、彼らの幕府に対する不満をそらすために「士農工商」の下に、一層低い身分をつくって、「自分たちより、もっとつらい身分の者がいる。それを思えば、まだ自分たちの方がよい」というあきらめの気持ちにさせたんだね。

娘　ずいぶんひどい身分制度だったのね。

父　そのとおり。そしてその最下層の身分の人たちは、荒地やがけ下などの環境の悪いところに住まわされたり、職業や結婚、それに服装などの日常生活のこまごまとしたことまで制限されていたんだ。

娘　それじゃ、人間としての自由や権利がまったくなかったのと同じね。でも、江戸時代が終って明治になっても、どうして差別はなくならなかったの。

父　明治4年（1871年）に「解放令」が出て制度上はなくなったんだが、実質的には、なんの援助もなくて、江戸時代と変わらない状況が続いてしまったといえるね。

差別を見抜く目をもって

娘　でも、同和地区の人たちも、差別を黙って受けているだけだったの。

父　そんなことはないよ。大正11年（1922年）3月に、全国の同和地区の人たちが団結して「全国水平社」を創立して、組織的に差別をなくす運動を始めたのは有名なできごとだね。その時にかかげられた「水平社宣言」は、日本の歴史に残る人権宣言だといわれているんだ。そしてその運動はまたたくまに日本中に広がって、世の中の人に部落差別がいかに不当であるかを知らせたり、同和地区の人に人権に対する自覚をもたせたり、とても大きな役割を果たしたんだよ。

娘　国でも法律をつくって同和問題が一日も早く解決できるよう努力したんでしょ。

父　よく知ってるね。昭和40年（1965年）に出た答申に基づいて「同和対策事業特別措置法」（時限立法）がつくられて、それ以降、本格的に同和行政が進められていくことになったんだね。

娘　じゃ、今はもう部落差別はなくなったの。

父　残念ながら、まだなくなってはいないんだ。結婚や就職の時などに、相手が同和地区の出身かどうかを調べて不当に扱うという例がまだあるようだね。最近も、行政書士が調査会社に他人の戸籍謄本を送っていた事件や、同和地区の人たちを中傷した差別落書きなどが起きているしね。

娘　第二次大戦後、日本は基本的人権の尊重を柱とする新しい憲法もできて、民主主義の社会になったって教わったけど、どうして今でも差別はなくならないのかしら。

父　それは「人間は生まれながらにして自由で平等である」という人権感覚が、本当に身についていないからじゃないのかな。それから、偏見や迷信にとらわれたまま、ものごとを見てしまう人がまだ少なくないからだろう。

娘　人を判断するのに、出身とか家柄とか、そんなことをいう人がいるけどそれもおかしいわね。

父　そうだね。その人がよい人かどうかとは、なんの関係もないことだからね。同和問題について、まちがった考えをもっている人がいたら、正しく理解してもらうことが大切だね。

娘　そうね。同和問題はもちろん、お父さんが最初にいったように、何が差別なのかを見抜く目をもてるように、私もこれから努力するわ。

父　とてもいいことだね。そして普段から「差別をしない、差別をさせない」だけでなく、「差別を許さない」という強い意志をもって行動していくことが一番大切なことなんだよ。

このコンクールは、人権の大切さを広く児童、生徒に認識してもらうための啓発活動のひとつとして行っています。

区内の小・中学生から、878点の応募があり厳正な審査の結果、次の方々の作品が入選しました。

《小学校の部金賞》　近藤芳代さん（千寿第七小）の作品

第8回人権ポスターコンクール　入選者発表

〈小学校の部〉

▼金賞　近藤芳代（千寿第七）

▼銀賞　宇田川妙子（千寿本町）、石鍋寿仁・黛弥紗・天笠さや子（千寿第二）、小林卓己（千寿第四）、加藤恵菊地未花・関矢美和子（千寿第三）、池渕楷（千寿第六、笠井良一（千寿第七）、古市祥子（千寿第八）、小宮妙子（関原）、工藤陽子・高田綾子（栗原）、伊丹聰枝・遅沢麻里子・中山恵美子・北沢美（千寿第七）、加藤絵里・依田和子（関原）、堀いづみ・野口賢作（弥生）、山田竜太（花畑）、藤波和江（伊興）、友重伸悟（中島根）、黒田奈緒子（六木）

▼銅賞　金田沙織・岩附由佳・渡辺淳子（千寿本町）、将幸・志村康隆（弥生）、阿部千夏子（大谷田）、藤田英恵（長門）、松瀬裕美（花畑東）、横山毅（伊興）、山野邊勲（竹の塚北）

〈中学校の部〉

▼金賞　大矢麻美（江南）

▼銀賞　園田竜也（第一）、奈良智子（第五）、岩上直永・畠山知子（第十四）、井上直美（江南）、加藤尚典（西新井）

▼銅賞　横田智幸（第三）、萩原理恵・渡辺勇・桑原亜紀子・甲山真佐美（第九）、古屋綾子（第十四）、京野幸恵・石橋滋治（西新井）、高師まゆみ（扇）

このほか、佳作も多数選ばれました。

《中学校の部金賞》大矢麻美さん（江南中）の作品

人権作文

平成２年度全国中学生人権作文コンテスト東京都大会入選作品

（紙面の都合上、一部割愛しました）

人権＝権利ということ

第一中学校3年　泉沢亜紀子

「人権」というものを改めて考えさせられる映画だった。世の中にはいろいろな理由でいろいろな障害のある人がいるが、そういう人を差別したりいじめたりするのはまちがいだと思う。彼らは、それを乗り越えて行こうと必死に努力している。それを私たちが笑ったり、ばかにしたりする権利などないはずだ。

そんなことよりも今、私たちがしなければならないこと、それは、ほんの少しでも彼らのことを助け、応援することだと思う。

映画に出てきた彼女のお母さんは、いじめる人のことを「心が病気だ」と言っていたけれど、本当にその通りだと思う。そういう人は、相手の気持ちなどぜんぜんわからない人なのだ。だから、人のことをいじめたり、傷つけたりしても何でもないのだと思う。

実際、私も以前そういう人たちのことを笑ってしまったことがあるけれど、今思えば自分が情けなくて仕方がない。あの時、笑った私を見て、笑われた人はどう思っただろう。悲しんでいるに違いない。いや、恨んでいるかも知れない。何らかの障害のある人たちがそうなってしまったのは、ただの偶然なのだ。私たちが何の障害もないのも偶然で、もしかしたら、どこかで障害になっていたかも知れないのだ。そういうことを考えたら、とても差別などできないはずだと思う。人権は平等に与えられているのだから。

しかし、私たちは、ふだん人権のことなど気にもせずに生活している。だけど、そういう障害のある人たちは違うと思う。毎日のように差別され心の中では常に自分の人権を訴えているはずだ。

彼らは、私たちに対して「同情はいらない」と言っているそうだ。要するに、私を立派な人権侵害だと思い自分たちのことを「かわいそう」だとか、「気の毒」とか、そういう見方をしてほしくないのだと言う。私たちはそれに応えるために、彼らに対する偏見を捨てるべきだと思う。そして、一日も早くみんなが同じ立場に立てるように励むべきだと思う。

「自分たちとは何かが違う」そう感じた時、それは差別になってしまう。誰だって笑われながら生きるより、堂々と生きていたい。

人権といじめについて

加賀中学校3年　深沢　七美

「人権を守れ」という声をたまに聞きますが、実際はいろいろと不平等なことが世の中にはあると思います。地位やお金などによって差別されたり、「いじめ」も立派な人権侵害だと思います。

いじめは今、社会問題までに発展しています。いじめの原因は、自分の弱さと相手の心を考えない思いやりのなさだと思います。いじめられる方は、自分のいじめられる原因を直そうとすることもなく、いやなことから逃げ出していたのではないかと思います。ですから、いじめる方が一方的に悪いと言えないこともあるのではないでしょうか。いじめられる方は、もっと積極的になり、どんなことにも逃げずに立ち向かっていくことが大切だと思います。

「相手の気持ちを考える」これこそ人間のやさしさの基本だと思います。自分の気持ちを押さえ、相手を尊重することはなかなかできないことですが、これができる人こそ立派な人間になれるのだと思います。

いじめは人が成長するためには、越えなければならない課題の一つなのかもしれませんが、やはり、なくなるにこしたことはありません。そのためには、一人ひとりがいじめなどという悲劇をおこさないよう心がけ、いじめをなくす勇気を持たなければいけません。私もこんな勇気を持てる人間になりたいです。

人が人らしく生きる権利それは、人々が気持ちよく暮らしていくためとても重要なものの一つです。どんな人も生まれたときから持っているこの「人権」というものをもっと尊重し守りあって、住みやすく幸せな世の中をみんなで作っていけばいいと思います。